

7 一般財団法人東京都スキー連盟役員選任規則 ☆

(目的)

第1条 この規則は、定款第20条第3項及び第24条に基づき、本連盟における理事及び監事（以下「役員」という。）の選任について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員立候補者とは、第4条第1項から第3項までにより、第6条第1項に定める評議員の選挙により決定する評議員推薦役員候補者に立候補する者をいう。
- 二 評議員推薦役員候補者とは、役員立候補者の中から第6条第1項により、評議員の選挙によって選出され、評議員が役員候補者として理事会に推薦する者をいう。
- 三 理事会推薦理事候補者とは、第9条第3項により理事会で決定する役員候補者をいう。
- 四 役員候補者とは、役員選任についての評議員会決議を求めるために理事会が定める役員選任議案の対象者をいう。

(役員立候補者の資格)

第3条 選挙管理委員会規程第8条選挙の告示の日において次の各号の一に該当する者は、評議員推薦役員候補者に立候補することができない。

- 一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第177条で、準用する第65条第1項に掲げる者
- 二 定款第29条に基づき役員を解任された日から4年を経過していない者
- 三 別に定める本連盟倫理規則により懲戒処分を受け、権利の制限を受けている者
- 四 通算5期役員に選任された者
- 五 年齢が満75歳以上の者

(評議員推薦役員候補者に立候補するための手続)

第4条 加盟団体は、加盟団体等に関する規則第4条第1項第五号に基づき、役員立候補者1名を推薦することができる。

- 2 前項により推薦された者は、理事又は監事のいずれか一方に立候補することができる。
- 3 評議員は、第1項に定める加盟団体の推薦がなくても役員立候補者に立候補することができる。
- 4 役員立候補者は、立候補に当たり、本連盟の選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）の定める様式により、所属する加盟団体の推薦書（第1項の場合）並びに立候補者本人の略歴及び抱負を記載した書面を選挙管理委員会に提出しなければならない。

(役員候補者の数)

第5条 役員候補者の数は、次のとおりとする。

- 一 理事 10名以上15名以内
- 二 監事 2名又は3名

(役員立候補者の選挙事務)

第6条 評議員推薦役員候補者は、第2条第一号の役員立候補者の中から評議員による選挙により選出する。

- 2 前項の選挙に関する事務は、選挙管理委員会が行う。
- 3 選挙管理委員会は、選挙前に、第4条第4項に定める書面を各評議員に提示しなければならない。
- 4 選挙管理委員会は、所定の期日までに、役員立候補者の数が第5条に定める役員の定数の下限から理事会推薦理事候補者の員数を減じた員数に満たない場合には、役員候補者の立候補の届出期日を延長することができる。

(役員立候補者の選挙手続)

第7条 前条第1項に基づく選挙は、理事立候補者及び監事立候補者に区分し、投票用紙をもって行う。

- 2 評議員は、理事立候補者のうち、13名以内に対して、投票用紙に○印を記入して選挙を行う。ただし、理事会推薦理事候補者がいない場合には15名、理事会推薦理事候補者が1名である場合には、14名以内に対して、投票用紙に○印を記入する。

- 3 評議員は、監事立候補者のうち、3名以内に対して、投票用紙に○印を記入して選挙を行う。
- 4 選挙の開票は、事務局において、評議員会開催日の2週間前までに、あらかじめ選挙管理委員会が指名した評議員2名の立会により行う。
- 5 選挙管理委員会は、選挙の結果を速やかに各評議員及び理事会に通知しなければならない。
(評議員推薦役員候補者の決定)

第8条 前条の選挙により、選挙区分ごとに、得票数の多い順に評議員推薦役員候補者とする。

- 2 各選挙区分において、同一得票数の者があって、評議員推薦役員候補者を確定できないときは、同一投票数の役員立候補者によるくじ引きを行って決定する。
- 3 前項のくじ引きは、評議員推薦役員候補者を決定するくじ引きの順番を決める予備くじ引きを行った後に行う。
- 4 前条にかかわらず、役員立候補者数が第5条に定める役員候補者数15名から理事会推薦理事候補者数を減じた員数以内である場合には、選挙は行わず、全員を評議員推薦役員候補者とする。
(役員候補者の決定方法)

第9条 役員候補者は、理事会が決定する。

- 2 理事会は、役員候補者の決定に当たり、第6条第1項に基づく評議員の選挙による評議員推薦役員候補者に関する結果を尊重するものとする。
- 3 理事会は、理事候補者のうち2名以内については、理事会推薦理事候補者として役員候補者を決定することができる。この場合、第3条第一号から第三号までを適用し、第四号及び第五号は適用しない。
- 4 理事会推薦理事候補者は、理事会の推薦書と共に候補者本人の略歴及び抱負を記載した書面を評議員会に提出しなければならない。
- 5 理事会は、理事会推薦理事候補者を役員立候補者の立候補届出締切りの日までに決定しなければならない。

(役員を選任)

第10条 役員を選任は、定款第20条第3項に基づき、評議員会の決議により次のとおり行う。

- 一 選任決議は、投票用紙によって投票する。
- 二 評議員は、選任に賛成する役員候補者に対して○印を記入する。
- 2 前項の投票による決議において、○印の記入が出席評議員の過半数になった者については、役員に選任するものとする。
- 3 評議員会決議によって選任された役員は、別に定める就任承諾書を事務局に提出しなければならない。

(役員候補選挙)

第11条 辞任又は事故等によって理事が10名未満になった場合又は監事が1名以下になった場合は、評議員会決議によって補欠の役員を選任する。この場合、第3条から第10条までの規定に基づくものとする。

2. 補欠の役員を選任は、理事が10名以上、監事が2名以上となるまで行う。

(理事の補充)

第12条 理事の員数が、定款第23条第1項第一号の定数の下限を満たしている場合であっても、理事会は、本連盟の運営を円滑に行うため、評議員推薦役員候補者の推薦を受けることなく、理事定数内で理事選任議案を評議員会に諮ることができる。

- 2 評議員会は、第10条に基づき、理事の選任を行う。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、評議員会の決議による。

附 則 (2014年(平成26年) 5月 1日理事会決議)

(2014年(平成26年) 5月10日評議員会決議)

この規則は、2014年(平成26年) 5月10日から施行する。ただし、第3条第四号の規定は、施行日から起算して適用する。

一般財団法人東京都スキー連盟役員候補者選任規則(2011年(平成23年) 6月12日理事会決議、同年 7月24日評議員会決議)は廃止する。

附 則 (2015年(平成27年) 8月28日理事会決議)

(2015年(平成27年) 9月12日評議員会決議)

この規則は、2015年(平成27年) 9月12日から施行する。

附 則 2019年（令和元年）5月16日理事会決議
2019年（令和元年）6月16日評議員会決議
この規則は、2019年（令和元年）6月16日から施行する。